

織豊期近江における楽市楽座令の歴史的変遷と地域的特色

梅村重之

【研究目的】 「楽市楽座令」は、主に 16 世紀を中心として関東、東海、北陸、近畿地方などで実施され、都市や市場を対象に楽市の存在を示し、座を否定するなどして城下町建設や荒廃した市場を復興することを目的として作成された法令である。これまでの研究では中世商業のしめくりとして行われる都市と商工業者の一元的支配を目指す統一政権の革新性と特異性を投影した近世社会への移行の原動力となる画期的な政策として取り上げられてきた。しかし、その研究を見ていくと、「楽市楽座令」そのものの具体的な条文と内容に関する考察の不足や、「楽市楽座令」と地域との結びつきに関する考察の不足、織豊政権にとらわれない多様な政治的立場を持つ「楽市楽座令」発給者の変遷と関連付ける考察の不足が挙げられ、課題は多い。

【研究方法】 以上のような「楽市楽座令」に関する研究を踏まえ、近江国を選定して考察を実施する。近江国は、当該期に最も多くの「楽市楽座令」を持つとともに、その実施時期は長期間に分布している。また、政治的・経済的中枢機能を有する京都を中心とした畿内に近く、東海道や中山道、北国街道という大きな街道が通り、物資流通の重要な要衝であった琵琶湖を有する重要な地域であった。加えてその自立的な風土もあいまって、長い期間に多くの地域で、多くの発給者を持つ特異的な地域であったといえる。こうした特徴を持つ近江国を考察の対象とし、「楽市楽座令」研究の課題それぞれについて明らかにしていく。

【結果・考察】 近江国の「楽市楽座令」を具体的な条文の内容、実施地域による変遷、発給者の違いに基づき、考察を実施した。これにより以下のことが明らかになった。近江国における「楽市楽座令」は、基本的に「楽市場」の存在を示すという本来の役割を担いながらも、その詳細には対象地の違い(寺内町、既存の城下町、新設される城下町)による変化があり、地域との結びつきも強い。また、「楽市楽座令」は金森に対する「楽市楽座令」を契機として、それまでの単なる「楽市場」の存在を示す法令から、多様な都市法としての性格が強まってくる。その方向性は人口流入政策、商業・経済発展政策としての面を強めた安土の「楽市楽座令」の実施でより明確なものになり、八幡に対する「楽市楽座令」で最も顕著になる。そうした背景には発給者の政治的立場ももちろん関係しており、当該期における影響力を強めていた織豊政権との関連やそれぞれの政治的意図もあいまって、近江国の「楽市楽座令」を形作っているといえる。これらを踏まえ、より広い視野で日本全国の「楽市楽座令」を比較・検証する考察の実施が望まれる。